

197 / 年第 88 回宜野湾市議会(定例会)会議録

1. 6月12日(第3日目) 午前 10 時 5 分開議  
午後 4 時 35 分散会

39

2. 出席議員(21名)

1番 伊 佐 徳次郎	2番 島 徳 吉
3番 大 川 正 雄	4番 天 久 盛 雄
5番 宮 城 正 光	6番 額 福 仁 正
7番 宮 城 仁 政	8番 又 吉 正 弘
9番 宮 里 敏 行	10番 比 嘉 守 盛
11番 安 次 富 盛 信	12番 崎 間 正 篤
13番 棚 原 憲 信	14番 仲 村 春 信
15番 山 本 朝 保	16番 <del>武 島 行 男</del>
17番 多 和 田 真 一	18番 大 川 昇
19番 玉 那 覇 行 昭	20番 伊 佐 雅 仁
21番 比 嘉 義 定	22番 古 波 蔵 清 次 郎

3. 欠席議員(1名)

16番武島行男

4. 議事説明員

市 長 崎 間 健一郎	助 役 沢 延 安 一
収 入 役 興 屋 好 永	総務課長 多和田 真 一
住 民 課 長 知 念 和 夫	厚生課長 伊 佐 友 誠
税 務 課 長 古 波 蔵 信 三	農林課長 崎 間 政 光
商工観光課長 棚 原 盛 真	都市課長 新 垣 信 栄
建 設 課 長 高 宮 城 昇	消防長 大 城 仁 幸
固定資産 評価室長 武 島 正 孝	

水道部長	仲村春盛	営業課長	奥里将弘
会計課長	天久実	工務課長	金城健栄
教育委員	知念俊吉	副委員	仲本正重
委員	石川栄吉	委員	比嘉憲永
委員	宮城豊吉	教育委員	比嘉尚永
会計係	知花栄	事務主任	比嘉清吉

5. 事務局出席者

事務局長	末吉健男	庶務係長	照屋毅
議事係長	島袋真由	書記	仲村春夫
書記	比嘉定治		

6. 議事日程(第3号) 1971年6月12日(土曜)

日程第1	(日程表は別紙のとおり)
日程第2	
日程第3	
日程第4	

宮城県宮城郡吉野町会館事務日誌

(第3号)

1977年3月12日(土)

午前10時開会

- 第10回 総務部/第 10号 吉野町、各務村若林地区一部事務組合への加入について  
(総務課長中間報告)
- 第11回 総務部/第 11号 指定金融機関の移行指定について  
(総務課長中間報告)
- 第12回 総務部/第 12号 指定金融機関の移行指定について  
(総務課長中間報告)
- 第13回 総務部/第 13号 指定金融機関の指定について  
(総務課長中間報告)
- 第14回 総務部/第 14号 宮野町市指定金融機関の指定について  
(総務課長中間報告)
- 第15回 総務部/第 15号 指定金融機関の移行指定について  
(総務課長中間報告)

目録第7 昭和三十八年 宮崎県国民学校校長会事務費共同費  
補助費の一部を改正する経理

目録第8 昭和三十九年 宮崎県国民学校校長会事務費共同費  
の一部を改正する経理

目録第9 昭和三十九年 宮崎県国民学校校長会事務費共同費  
の一部を改正する経理

目録第10 昭和三十九年 宮崎県国民学校校長会事務費共同費  
の一部を改正する経理

目録第11 昭和三十九年 宮崎県国民学校校長会事務費共同費  
の一部を改正する経理

目録第12 昭和三十九年 宮崎県国民学校校長会事務費共同費  
の一部を改正する経理

目録第13 昭和三十九年 宮崎県国民学校校長会事務費共同費  
の一部を改正する経理

目録第14 昭和三十九年 宮崎県国民学校校長会事務費共同費  
の一部を改正する経理

目録第15 昭和三十九年 昭和三十九年 昭和三十九年

目録第16 昭和三十九年 昭和三十九年 昭和三十九年

目録第17 昭和三十九年 昭和三十九年 昭和三十九年

目録第18 昭和三十九年 昭和三十九年 昭和三十九年

議 長

採分利等28回定例市議会定例会  
日目の本会議を開けり。

定例会に遅れありの事にて、議会は成り  
てありの事。さて本日の日程に入り。

本日議事日程は午前九時に開議し  
市日程表第3号の通り進行せしむるに  
なせり。

議 長

日程の第1. 諮問第1号、つが市、北后村清  
掃施設一部事務組合への加入について経済  
民生教育常任委員会の中間報告を求めり。

経済民生教育常任委員会

経済民生教育常任委員会の諮問第1号、つが市、  
北后村清掃施設一部事務組合への加入につ  
いて、5月31日の28回臨時議会で本委員  
会の所見を述べた。本委員会の経過を報告す  
る。この案件は、次の本会議で結論を出  
して本会議の報告するつもりでござい  
ますが、重要な問題であり、我々3  
回におかれましては5月3日、6月4日、6月7日に  
おかれましては、報告を求められ、その結論  
に達してありませぬ。おいて経過をあらわし  
て報告申し上げた。この措置は皆様の御  
協力をお願いしてまいりたいと思っております。

また、本会議においても委員会の自治会長の  
方から、外何名かから現場の物販の陣中  
が、お聞きなされたい。我々6月3日に











一、行政事務の委託に關しては、その委託先が、その委託業務の遂行に必要とする人員、設備、資金等を確保し、かつ、その委託業務の遂行に必要とする責任を負担するものとする。

二、委託先が、その委託業務の遂行に必要とする人員、設備、資金等を確保し、かつ、その委託業務の遂行に必要とする責任を負担するものとする。

三、委託先が、その委託業務の遂行に必要とする人員、設備、資金等を確保し、かつ、その委託業務の遂行に必要とする責任を負担するものとする。

四、委託先が、その委託業務の遂行に必要とする人員、設備、資金等を確保し、かつ、その委託業務の遂行に必要とする責任を負担するものとする。

五、委託先が、その委託業務の遂行に必要とする人員、設備、資金等を確保し、かつ、その委託業務の遂行に必要とする責任を負担するものとする。

六、委託先が、その委託業務の遂行に必要とする人員、設備、資金等を確保し、かつ、その委託業務の遂行に必要とする責任を負担するものとする。

七、委託先が、その委託業務の遂行に必要とする人員、設備、資金等を確保し、かつ、その委託業務の遂行に必要とする責任を負担するものとする。

八、委託先が、その委託業務の遂行に必要とする人員、設備、資金等を確保し、かつ、その委託業務の遂行に必要とする責任を負担するものとする。

九、委託先が、その委託業務の遂行に必要とする人員、設備、資金等を確保し、かつ、その委託業務の遂行に必要とする責任を負担するものとする。

十、委託先が、その委託業務の遂行に必要とする人員、設備、資金等を確保し、かつ、その委託業務の遂行に必要とする責任を負担するものとする。







議 案

採否の中間報告に御意見を述べらるべし。

議 案

御意見を述べらるべし。中間報告を御了  
采否のべし。

議 案

休憩のべし。(午前10時30分)  
再開のべし。(午前10時40分)

議 案

白紙のべし。議案第48号、宜野湾区教育事  
員定数規程施行細則の一部  
を修正する規則を上げらるべし。  
朗読と省略のべし。この規則の趣旨説明  
を求めらるべし。

教育委員会

御説明中の上です。若手同小学校の調理  
場がこれより学校単独の運営より若手同  
小学校の調理場を併せておこなうべし。若  
手小学校が児童食料のべし。これを  
若手同小学校の調理場の両方の学  
校の給食を委託するべし。これを  
若手同小学校の調理場を若  
手同共同調理場とするべし。変更の  
べし。何れも共同調理場は宜野湾  
共同調理場としておこなうべし。宜野湾



教育委員会

道野考調現場の運営規程は向河が  
作成し委員会の承認を得ており  
が、審判員もその作成に  
関与している。

Q 審

規則作成に関与していることも、道野考  
調現場の共同調現場の運営規程は現在教育  
委員会に提出済み。

教育委員会

委員会は承認済み。

Q 審

委員会は向河から提出された運営規  
程に承認し承認を得ている。他に  
ない。

教育委員会

は。

Q 審

向河が教育委員会に提出済み。

教育委員会

向河は承認し、委員会は承認を得て  
いる。承認された規程は向河が作成  
した。承認された規程は向河が作成  
した。





教育委員会

今のところは学校長に一任して学校の運営  
の一端として校長が運営していただく  
わけから共同調理場も新たに準備は  
していただくが、しかしながらこの運営の規模  
はかつて委員会が承認していただいた  
とおりだが、直営共同調理場の方はまだ一  
部問題があるところとご報告させていただきます。

答

これはご報告させていただきます。文書で報告  
以上はよろしくお答えいたします。

教育委員会

調べを報告いたします。

答

これはご報告いたします。現在検討中である規則  
の修正部分については、この規則一  
部修正については、既に議決して  
は規則を修正する部分については  
ご報告の規則がご報告されていること  
はご報告の趣旨の内容でございます。

議 案

休職の件。 (午前10時51分)  
再議の件。 (午前10時52分)

Q 答

理由を大南が主眼となる。お世阿彌の  
お世阿彌の如く。お世阿彌の問題が  
ありあつた。

教育委員会

運営規程の心では、統制も申して  
お世阿彌。お世阿彌の如く。お世阿彌の  
お世阿彌の如く。お世阿彌の問題が  
ありあつた。お世阿彌の如く。お世阿彌の  
お世阿彌の如く。

Q 答

これは正式の。文書としてお世阿彌の  
お世阿彌の如く。

教育委員会

お世阿彌。

Q 答

お世阿彌の如く。お世阿彌の如く。お世阿彌の  
お世阿彌の如く。

教育委員会

お世阿彌。お世阿彌の如く。お世阿彌の  
お世阿彌の如く。

Q 答

お世阿彌の如く。お世阿彌の如く。お世阿彌の  
お世阿彌の如く。

平日は遊水ばかりの所で、原野奇観の手舞  
味草は外すのやと思ふ事。

教育委員

此の通書は、一は野山の季風といふ  
事なり。野山が、その通書をして、おの  
れに、おのれに、おのれに、おのれに、  
場を、括弧、する事、おのれに、おのれに、  
おのれに、おのれに、おのれに、おのれに、

9 着

此の現場調査は、行方、一任、おのれに、  
おのれに、おのれに、おのれに、おのれに、

教育委員

行方、おのれに、  
おのれに、おのれに、おのれに、おのれに、

9 着

此の、おのれに、おのれに、おのれに、  
おのれに、おのれに、おのれに、おのれに、

教育委員

報告、おのれに、おのれに、おのれに、  
おのれに、おのれに、おのれに、おのれに、

9 着

おのれに、おのれに、おのれに、  
おのれに、おのれに、おのれに、おのれに、

教育委員

通書、おのれに、おのれに、おのれに、  
おのれに、おのれに、おのれに、おのれに、  
おのれに、おのれに、おのれに、おのれに、  
おのれに、おのれに、おのれに、おのれに、

町立直野湾の調理場も並にこのようにして  
して。

### 9 番

非常に心配してありおれ。セウウイ役階で  
第一同小学校の給食調理場の規則を適  
用するに。これは過去に同調理場  
が解散してこれにありながら。ある一方でも  
おれに非常に心配してありおれ。セウ  
ウイは、過去に同調理場の指導電  
報に於ては、既にこれにありおれ。セウウイ  
に於て私に於ては、解して。分間にして  
対象は、この時である。セウウイの  
本原の運営規則と過去に同調理場の  
これに於ては、以上。

### 議 案

(休日の日。午前10時55分)

(休日の日。午前10時55分)

### 11 番

この共同調理場の水と電気。直野湾小学  
校の給食に於ては、この共同調理場  
の給食に於ては、並に給食委員長の  
評定を以てするに指し示す。

これは第一同小学校のこの調理場の規  
則に於ては、第一に於ては、これに  
於ては、この共同調理場のこの調理場  
に於ては、この調理場のこの調理場の  
この調理場のこの調理場のこの調理場の









教育委員会  
とらへて。

11 番  
函調現場の調理人の内訳を御説明  
願います。

教育委員会  
調理人は10名と8名であり、直野  
調現場が10名、普天間調現場が8名、こ  
の定数表にあります。

11 番  
生徒数の内訳をお願います。  
函調現場が利用している。おおよそで結構  
でございます。

教育委員会  
2,495人。これは普天間調現場です。  
それ以外3,929人。これは4月15日現在。

11 番  
運営の面について2、3点お伺いします。  
函調現場の管理運営を責任した場合は、所  
長であるのか、或は又委員であるのか、それ  
について明確に御答へ願います。

教育委員会  
運営については、所長に委嘱しております。

最終的責任は委員会がとるべきである。

## II 着

最終的責任は委員会がとるべきである。と心外れば、通常の状況は、通常の状況を説明する。その場合は委員会にはお任せする。向くべき方向性であり、言わねば、我々の心外な形で通常の状況を説明して下さる方が、この場では説明をお願いする。

## 執行委員会

通常の状況は、委員会の意向であり、これを問題にする場合は報告を先行して頂くことが、この状況を説明するに必要であり、執行委員会の意向と一致する形で、必要であれば執行委員会の意向を説明して頂くことが必要である。

## III 着

この場合は、最終的責任者である委員会の意向として、通常の状況は把握して頂くことが、我々の見えてきた方向性であり、当然最終的責任者である委員会は、通常の状況を適切に把握し、照らすべきであり、この場合は委員会の意向であり、この場合は委員会の意向として、通常の状況を説明して頂くことが、この場では必要であり、説明をお願いする。これは、この共同調理場の、通常の状況では



教育委員宛

刊報の運送については要請しておりますが、何がおおは刊報の報告を致しておりますが、いふふ刊報の運送については要請が指導監督、及びしておりますことについては、刊報の要請しております。

川 翁

運送の状況は刊報の発行に報告しておりますが、義務的に行うことは、当然運送の状況の報告があるべきであり、報告を致しております。

教育委員宛

これ迄定期に毎日、報告を致しておりますが、施設の不備が甚しく、或は何か、修繕する必要がある、あると、刊報の報告を致しております。

川 翁

何のいふ運送の状況を報告を致しております。

教育委員宛

施設の不備のせいで、報告を致しております。

川 翁

ご報告を致しております。







教育次長

宜野湾市の教育行政の努力目標について。  
宜野湾市の教育環境に於けることが、10  
項目として示されています。

1 着

531のうごごご。あつたからあつた531の  
うごごご。あつたからあつた。基本計画の教育  
委員会が計画。構想をまとめる訳であらう。

教育次長

10. 10のうごごご。

1 着

これはもう10. 教育委員会として獲得  
計画というものがあつた。教育行政の  
獲得計画というものがあつた。

教育委員長

これはあつた。努力目標の中に盛り込んで  
あつた。特に今年度は獲得計画の研究を  
あつた。これは獲得計画の計画として幼稚園  
園の敷地とか、または、中学校の体育館とか、  
小学校の敷地とか、幼稚園とか、小学校とか  
中学校とか、特に今年度努力目標としてあつた  
と示されています。

1 着

獲得計画の段階で行政全般について、管内の







と見られる。今までの運営と異なる点については  
果てしなく、むしろ共同調理場のほうが  
理由。

### 教育委員会

第一小学校の共同調理場と、単独の  
調理場とでは、学校の運営の一環として  
学校の責任をどうととるが、共同調理場  
の実行に必要なのは、両方の共同調理場と  
し、共同調理場とすれば、第一小学校と  
第二小学校とを、別々に置かざるが、  
これは必要と見られる。従来の運営の面では  
この点が違つてくるが、この点の取  
扱ひは、これは先程申し述べた通り、第一  
と第二とを相談して、別々に相談を  
して、第一小学校が第一小学校の問題も  
第二小学校は第二小学校は責任を置か  
ず、第一小学校が責任を置かざるが、  
第二小学校が責任を置かざるが、  
この通り、第一と第二の通りであり、  
第一と第二の補助責任は、第一と第二  
の責任をどうととるが、この点の  
方針、第一と第二の運営の通り、  
責任の取扱ひは、第一と第二の  
責任の取扱ひは、第一と第二の

### 8 審

この場合、単独と共同とでは、  
第一と第二の責任の取扱ひは、  
第一と第二の責任の取扱ひは、  
第一と第二の責任の取扱ひは、



吃れど主任の仕事を所長が、向きの主任が  
 だいてるのを所長が一応見るとうことには  
 今と思ふ方が、要するに少くとも来年は第  
 二小学校と普文同中の共同調理場は必  
 要とゆう方針であるので、14年をこらから  
 所長の通り主任は会計、つまり会計も  
 子どもの世にせしめらるゝといふ学校からの  
 希望もあつてあつておりました。

8 番

栄養調査者の中から結核関係の味前君  
 は提せ入れておくとゆうお答がござい  
 るけれど、共同結核関係はP.T.A.も非常に  
 いらしておりまして、今こそ結核委員会で  
 中の調査委員、その調査する場合は教  
 育委員とからして非常にいい。例をば  
 結核のつとめて部品の帳簿を調べし  
 る場合、その部品の帳簿は相当のものが  
 ござ、部品の帳簿、これはもういふに  
 ござと聞くと、その部品の帳簿は教育  
 委員会でいふと、その帳簿は、その  
 上でお返申す。その帳簿は、その  
 中、非常に難いといふと、その部  
 品の帳簿、その帳簿は、その部  
 品の帳簿、その帳簿は、その部

教育委員長

これは聞いでお)の帳簿(部品の帳簿)の  
 帳簿、部品の帳簿、帳簿、これは委員会で



で結果、被検品もその手印がレシオにて備品  
検査の時、これは委員全員で行っており、  
これは、現場も物々、これより台帳とレシオ  
して、この比較しければ、わかると思  
て、学校では直にでも、委員  
廻りして、そのレシオが、

8 審

委員会の各委員は、年一回備品調査  
を行っており、そのうち、P.T.A.の  
調査も、この場合、現在、その  
状況は、そのレシオが、

教育委員会

そのレシオが、

8 審

レシオ、(備品と備品台帳との  
レシオ)は、年一回教育委員会にて、  
備品台帳と備品とレシオが、  
P.T.A.の調査も、この場合、  
現在、そのレシオが、





考人 考員 考員  
以。

議長

本案につきましては、質疑の段階で  
継続審議とすることに御異議ございませんか。

議長

御異議ありませんので、継続審議と  
することに決定をいたします。

議長

次日程の第8議案第47号、宜野湾区  
教育委員会職員定数規則の一部を改正す  
る規則についてを上程いたします。朗読を  
省きまして理事者の趣旨、説明を求め  
ます。

教育委員長

御説明申し上げます。宜野湾区教育  
委員会職員定数規則の一部を改正する規  
則。この方は普天向共同調理場に決ら  
りて、その従事人、運転手、栄養士、こ  
う言う人達の配置の関係で、この表が  
別表を改正したと書くことであります。

議長

本案に対する質疑を許します。

議長

本案につきましては、質疑の段階で

継続審議としておきだすと思っておりますが、御異議ございませんか。

議長

御異議ありませんので、継続審議とすることに決定いたします。

議長

次日程の第9議案第50号、宜野湾区教育職員委員会職員の給与に関する規則の一部を改正する規則について、日程第10、議案第51号、宜野湾区教育委員会職員の職級、初任級昇給、昇任等の基準に関する規程の一部を改正する規程、日程第11、議案第52号、宜野湾区立学校職員の給与並みに旅費支給に関する規則の一部を改正する規則、日程第12、議案第55号、宜野湾区教育委員会職員の扶養手当に関する規程についてを一括上程いたします。又案件に対する理事者の趣旨、説明を求めます。

議長

暫く休憩いたします。(午前11時23分)

再開いたします。(午前11時48分)

教育委員等

御説明申し上げます。宜野湾区教

育委員会職員職級の職級、初任級昇給、昇任等の基準に関する規程の一部を改正する規程、この方は号級表の改正によって、これも改正しなければならぬ現状でありますので改正したいと、ただ宜野湾教育区立学校職員の給与並に旅費支給に関する規則の一部を改正する規則、この方は法改正により、扶養手当の支給が実施されましたので、そのために規則の一部を、第2条第1項第2号中に通勤手当の次に扶養手当を加えると、条を加えて書いてござります。宜野湾教育委員会職員の給与に関する規則の一部を改正する規則、この方も、法改正により扶養手当の支給が実施されましたので、そのために改正をしたということであり、55号、宜野湾教育委員会職員の扶養手当に関する規程、これも扶養手当の支給によって、その支給規程を制定したという意味で提案した次第であります。

議長

以上、各案件に対する質疑を許します。

9番

各案件でござりますが、前の3案件に付いての内容には触れません、条文体

系についてお聞きしたいと思っております。現行の例規集にも条文があり、附則があり、別表がある訳でございまして、これは条文があり、別表があり、とんで最後のところには附則があると、これはもし議会の議決、決定した場合には例規集にはこのようにしかりせがせられたいと思っております。何か新しい準則があってこうまろ格好になったのか。

議長

暫く休憩いたします。(午前11時50分)  
再開いたします。(11時59分)

議長

夕案件については、質疑の段階で継続審議としておきたらと思っておりますが御異議でございませんか。

議長

御異議でございませぬので、継続審議といたします。

議長

次、日程の第13、議案第52号 宜野湾区教育委員会報酬及び費用弁償等に関する規則の一部を改正する規則についてを、上程いたします。

議長

本案に対する理事者の趣旨、説明をお願ひ致します。

教育委員長

宜野湾区教育委員会報酬ほか費用弁償等に關する規則の一部を改正する規則、この方は報酬額に増額がありましたので、こう言うふうに改正したいと提案してあります。

議長

本案に対する質疑を許します。

19番

別表の中の公民館長の5かると言うのがありますか、市の条例の中で公民館長は20名、教育委員会の社会教育法の中で、決められてる3款ですか、公民館長という形で議会の委員会としては公民館活動を實際にはなしては、議会に出されておられる。

教育委員長

はっきりしたものでか。

19番

あのですね、今の中の別表のですね。



委員会として、それだけの予算を計上  
する活動としての報酬を与えておき  
ながらどのように指導なされてきた訳  
ですか。

### 教育委員長

これは公民館長の研修会なども  
もたれておりますか、社会教育主事かた  
さって来ておりますか、これからの指導し  
て活発な公民館活動が出来るよう  
に指導して行きたいと、こう思っております。

### 19番

公民館長の研修会、それだけ、今のと  
ころでは、それだけに伴って113公民館  
活動と、或はそれを活用して青年学  
級、或は婦人学級、実習会、そうもう  
図書館活動がさって113公民館も実  
際にある訳なんです。あつたわけと  
私の見る範囲では、80パーセントはそう  
言うことはや、つた。そう言うことに対  
してもですね、同額に、毎月5ドルを報  
酬を条例化して出して113ものかどうが。  
そこをお聞きした113訳なんです。

### 教育委員長

だから先程申し上げましたように、ま  
た活発な公民館活動は活発ではない



んがが、活発なことが出来るように指導して行きたいと言うのか、委員会でありまので、これは月額5千円の報酬は、指導して行きたいと思っております。

議長 暫く休憩いたします。(午後12時8分)  
再開いたします。(〃 12時10分)

議長 午後の日程はこれをもちまして終了します。午後は2時より開きます。

議長 暫く休憩いたします。(午後12時10分)  
再開いたします。(〃 12時10分)

議長 これより午前中に引き続き午後の本会議を開きます。

(2時7分 停電のため以下要実筆記)

19番 公民館長の職務に7つてどの様な指導をなされたか。

教育委員長 社会教育指導主事か指導してはいます。

各公民館で青年学級を把握してはいる。

19番

条例中で設定されてはいる。法28条、法25条に規定されてはいる公民館は「くつぐさ」はあるか。

教育委員長

社会教育行事をやっていますか。

19番

活動をやって報告を求めたことかありますか。

教育委員長

報告は求めておりません。

19番

学校の開催する行事にも館長は出席すべきかあると思いませんか。委員会としてはどう考えるか。

教育委員長

そうしてもいいなと思えます。委員会としても検討してはきたかと思えます。

18番

関連費用として報酬を出すかには、当然実態を把握するのにかゝる